

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
(要綱設置第15回 通算第21回)

日時:令和2年11月16日(月)

午後6時～

場所:坂城町役場庁議室

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 会 議 事 項

(1) 長野圏域の特別警報発令について

(2) 対応について

(3) その他

4 閉 会

長野県全域に「新型コロナウイルス注意報」を発出するとともに  
長野圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

令和2年11月14日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 趣旨

県内において新型コロナウイルスの感染者が急増しており、長野県の直近1週間（11月7日～11月13日）の新規感染者数は91人、人口10万人当たりでは4.46人（過去最多）となりました。さらに、県内10圏域中8圏域で感染者が確認されており、今後の感染状況に注意が必要なため、長野県全域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げ、全県に「新型コロナウイルス注意報」を発出します。

また、長野圏域においては直近1週間（11月7日～11月13日）の新規感染者は65人となり、人口10万人当たり12.30人と人口10万人当たり10.0人を超えました。これは、長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルにおける圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、クラスターや感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要」な状態であると認められます。

したがって、長野圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

## 2 長野県全域における「新型コロナウイルス注意報」について

県民及び事業者の皆様は、感染拡大防止のお願い（別紙のとおり）を遵守してください。また、県として、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施することで感染の封じ込めを図ってまいります。

## 3 長野圏域における県の対策強化について

長野圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、長野圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① クラスター対策のさらなる徹底を行います</li><li>② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等※の利用を控えるよう要請します ※別表のとおり</li><li>③ 保健所設置市である長野市と連携して感染症対策を強化します</li></ul> |
|---|

### ① クラスター対策のさらなる徹底を行います

長野市と協力し、濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施するとともに、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣するほか迅速に入院・入所が進むよう取り組みます。

② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えるよう要請します  
(特措法第24条第9項)

長野市と連携して、事業者の皆様にも、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナウイルス対策宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、長野圏域にお住まいの方や訪問される方に要請します。

③ 保健所設置市である長野市と連携して感染症対策を強化します

長野市と連携して、専門家の意見を聴きながら、PCR等検査の積極的な実施や積極的疫学調査の体制強化など取組の充実を図ってまいります。

現在は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。このため、県民の皆様には過度に活動自粛を行うことなく、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、県が行う対策にご協力いただくようお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

## 接待を伴う飲食店等

種類	施設	要請内容
接待を伴う 飲食店等※1	キャバレー	感染拡大予防ガイドラインを遵守して いない接待を伴う飲食店等の利用を控 えるよう要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等に  
あたるもの

※2 接待を伴うものに限る

## 感染拡大防止のお願い

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
  - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
  - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ② 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
  - ・家庭内での感染にも留意してください
- ④ 事業所での対策の徹底をお願いします
  - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にご注意ください
  - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。
- ② 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
 

県外の感染者が多い地域との往来によって感染が生じ、それが家庭等において広がった事例がみられます。

感染者が多数発生している地域との往来に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれのある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
 

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避けてください。

なお、ご家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけていただき、家庭内での感染を防止するための取組をお願いします。また、手で触れる共用部分を消毒するなどの対策もお願いします。

#### ④ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得などを一層徹底いただくようお願いします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

11月15日 17時現在

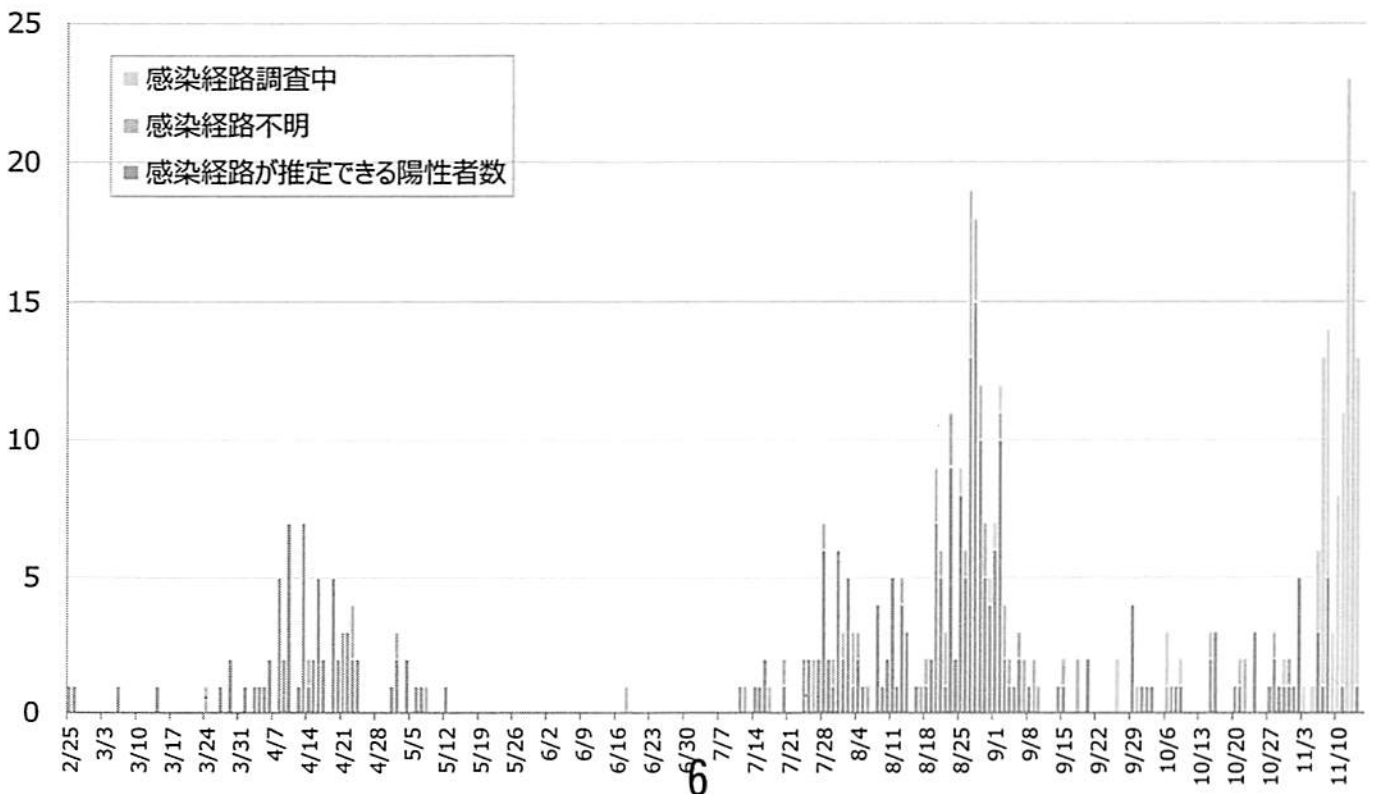


- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とはICUで治療している方または人工呼吸器もしくは体外式膜型人工肺 (ECMO) を使用している方としています。
- ・入院等とは入院中、宿泊療養中、自宅療養中、入院予定、宿泊療養予定の方としています。
- ・入退院者数には、空港検疫所における陽性例 (3例)、県外診断例 (4例) を含みます。
- ・県内陽性例 (113例目) は、他県へ帰県のため、入退院者数に含みません。
- ・クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

## 陽性者数の推移 (日別)



陽性者累計 **461** 人  
11月15日 17時現在

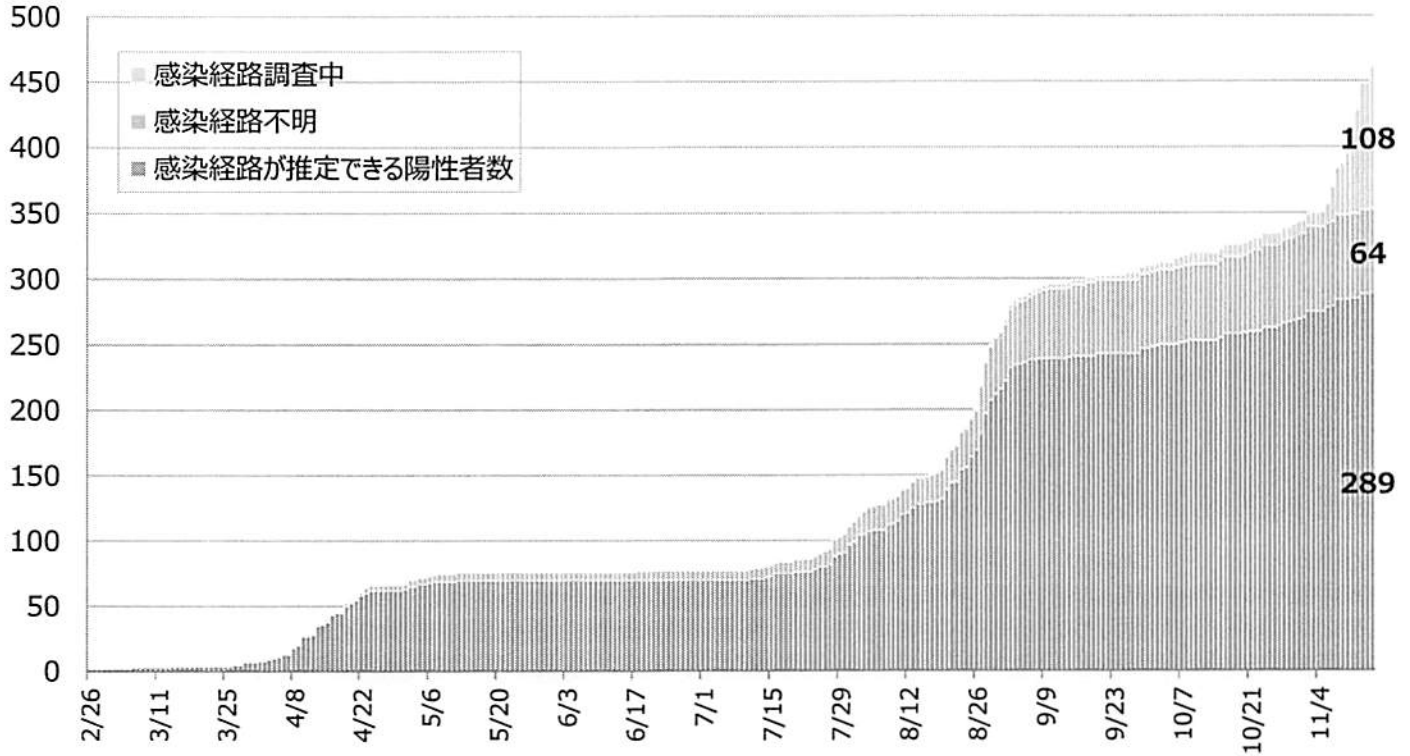


# 陽性者数の推移（累計）



陽性者累計 **461**人

11月15日 17時現在



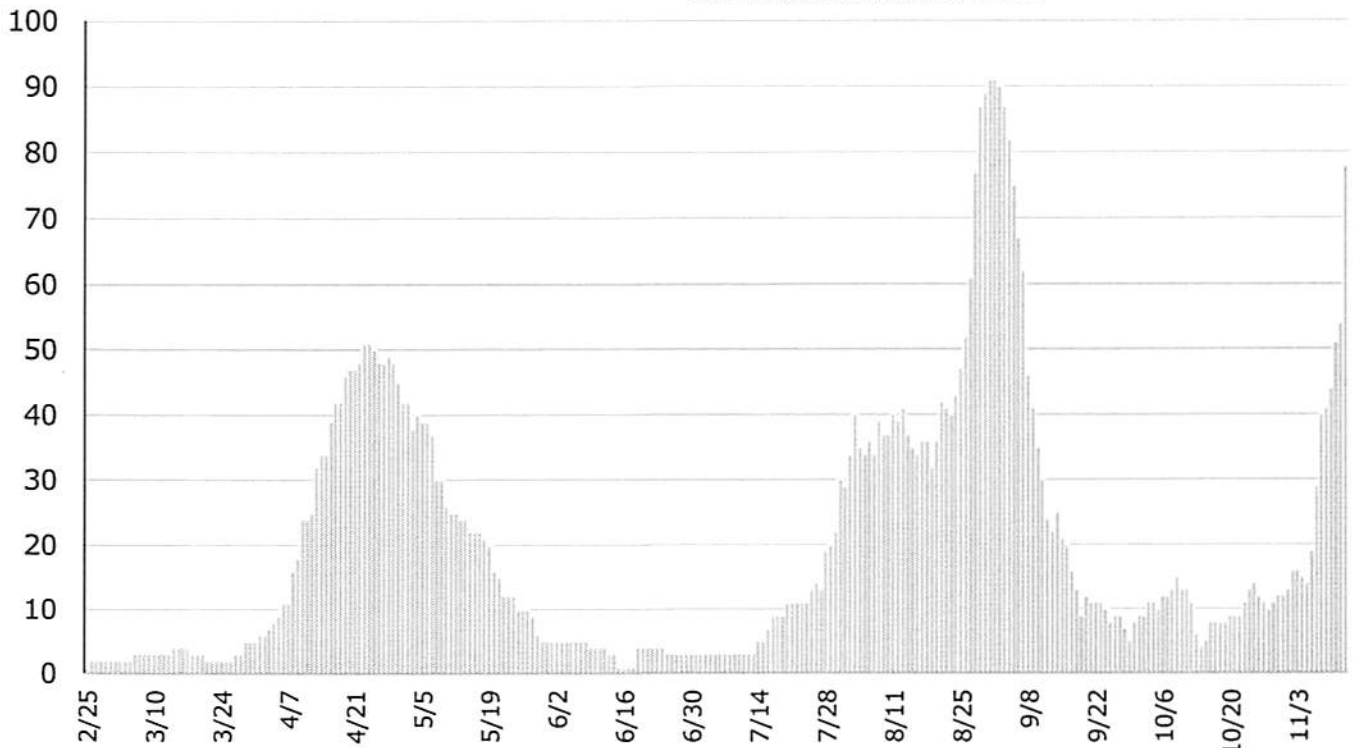
# 入退院者等の状況（累計）



※空港検疫所における陽性例(3例)、県外診断例(4例)を含みます。  
 ※入院等とは入院中、宿泊療養中、自宅療養中、入院予定、宿泊療養予定、自宅療養予定の方としています。  
 ※県内陽性例(113例目)は他県へ帰県のため、入退院者数に含まれません。

入院等 **115**人 退院等 **352**人

(うち県外における陽性例：0人) 11月15日 17時現在  
 (うち空港検疫における陽性例：0人)



7  
 ※グラフは、前日までの数値を反映しています。在院日数には、退院日を含みます。



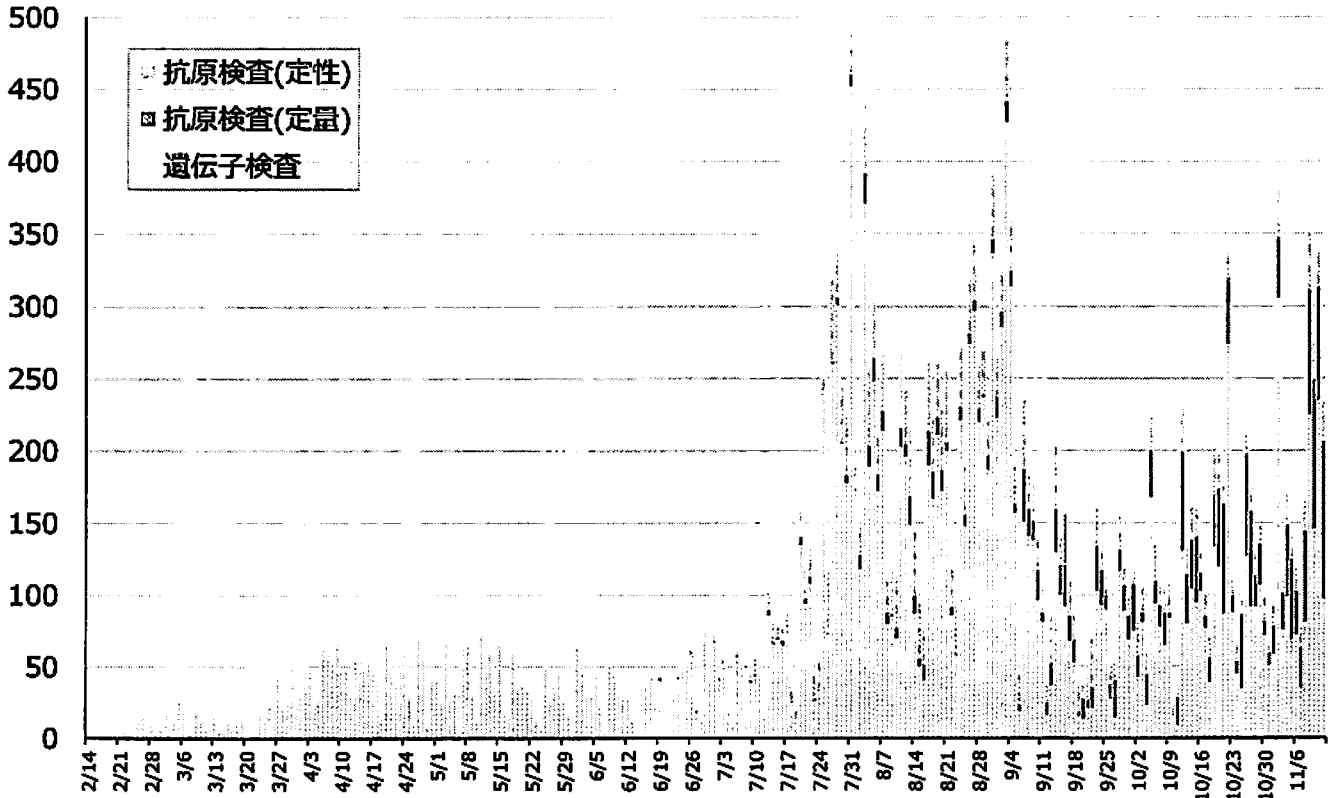
# 検査実施数（日別）



※陰性確認のための検査を除きます。  
 ※検査件数は暫定値であり、後日遡って修正する場合がございます。  
 ※休日・祝日の検査件数は、翌開庁日に集計しています。

**235人 累計 25,663人**

11月12日現在 実績値（前日比：-105件）



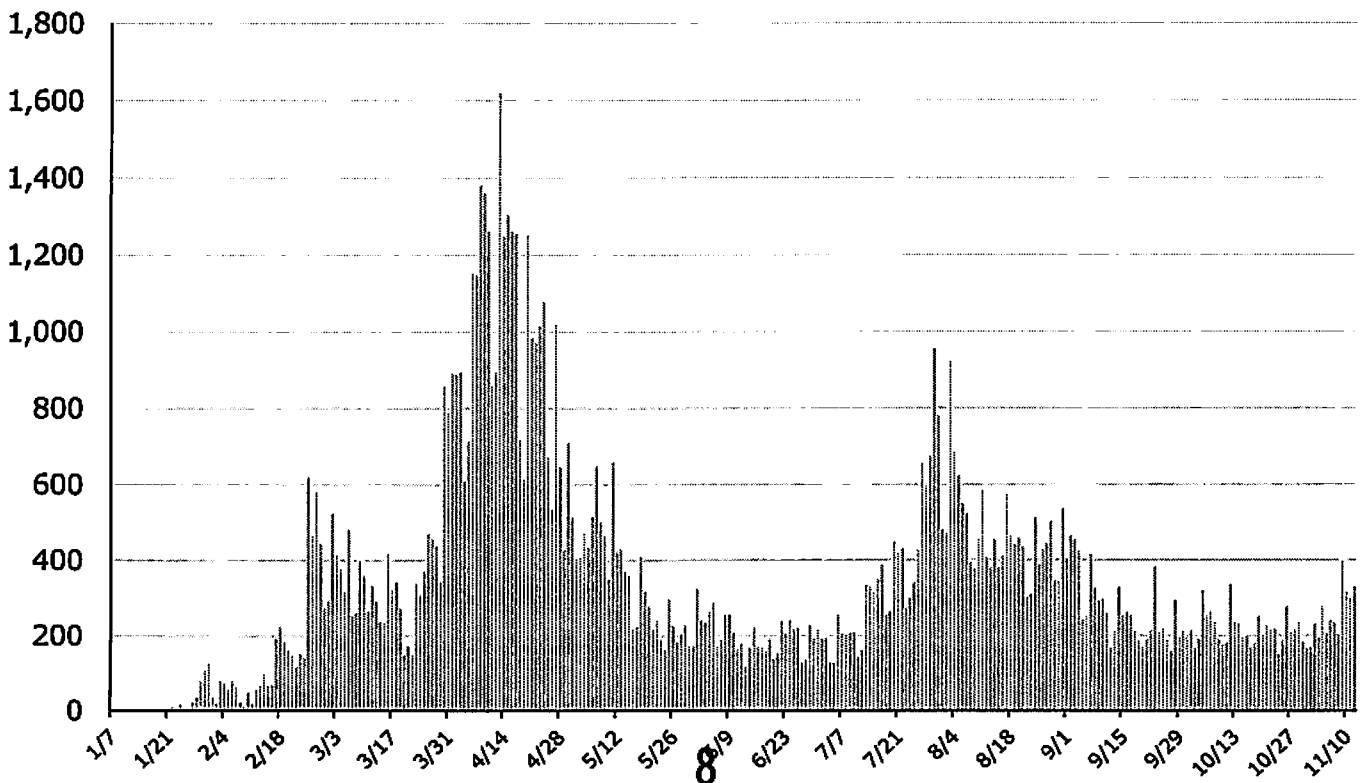
# 新型コロナウイルス感染症に関する相談状況（日別）



※休日・祝日の相談件数については、  
 翌開庁日に集計しています。

**334件 累計 106,548件**

11月12日現在 実績値（前日比+32件）



## 「新型コロナウイルス特別警報」に係る対応について（案）

## 〈県 レベル4(特別警報)発出通知より〉

現在は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。このため、県民の皆様には過度に活動自粛を行うことなく、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、県が行う対策にご協力いただくようお願いいたします。

町内での感染動向等にも留意しながら、県発出通知を踏まえ、当面以下の対応を実施していく。

## 1 町民への情報提供と感染防止対策強化の呼びかけ

## ①本部長からの呼びかけ（別紙1：15日対応済み）

※防災行政無線、すぐメール、ホームページ

## ②特別警報発令のお知らせと感染防止対策徹底の周知（別紙2：15日対応済み）

※ホームページ

## ③公共施設への注意喚起文の掲示（別紙3：16日対応済み）

## ④外国語での情報提供（厚生労働省・県多文化共生相談Cへのリンク対応済み）

※ホームページ

## 2 公共施設の対応

社会経済活動を維持していく観点から、当面公共施設の閉鎖等を行わないこととするが、各施設において一層の感染防止対策を講じることが必要なことから、施設管理担当課において、所管施設での感染防止対策の徹底が図られるよう周知する。

特に、飲食の場がある施設においては、利用者の密集状況等に目を配り、適宜声掛けをするなど特段の注意を払うこと。

※再掲：公共施設への注意喚起文の掲示（別紙3：16日対応済み）

## 3 会議・イベント等の対応

会議・イベント等については直ちに中止や延期をするのではなく、参加者へのマスクの着用や手指の消毒、体調不良時の参加自粛を徹底するとともに、アルコール消毒液の設置や短時間での開催、中途での換気など、感染防止対策を強化して実施していく。

ただし、不特定多数が集まるイベント等については、必要性を十分に検討するとともに、中止を含め開催方法の再検討をする。

## 4 県との連携

県（地域振興局）の「ガイドライン周知・推進チーム」の活動など、県の対策に協力し、連携して感染防止策を講じていく。

## 町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、坂城町を含む長野圏域では、長野市を中心にクラスターや感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、11月7日から13日の直近1週間の新規感染者は65人にのぼっています。これを受け、長野圏域は「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」として、県では11月14日、長野圏域について独自に定める6段階の感染警戒レベルをレベル3からレベル4に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報」を発令しました。

特に、飲食の機会を通じた感染がたいへん多くなっており、接待を伴う飲食店等を利用される際は、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県知事からの要請が出されていますので、ご留意をいただきますようお願いいたします。

町民の皆様には、これから年末年始を控え何かと人と接する機会が増えますので、人との距離の確保や人混みでのマスクの着用、手洗い、3密の回避などの感染防止の基本的対策と、「新しい生活様式」に沿った行動をより一層徹底してください。

また、発熱等の症状があり心配な方は、外出を控え、家庭内の感染にも注意し、速やかにかかりつけ医や保健所に必ず電話で相談してください。

町民の皆様には改めて、「うつらない」「うつさない」「広げない」行動の徹底と、感染された方やご家族などの関係者、医療従事者等への不当な差別や偏見が生じないように併せてご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年11月15日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山村 弘

《ホームページ掲載（11/14 特別警報）》

## 緊急！ 長野圏域に新型コロナウイルス特別警報が発令されました

坂城町を含む長野圏域では、長野市を中心にクラスターや感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生し、直近1週間（11月7日～13日）の新規感染者が65人（人口10万人当たりで12.30人）と急激に増加しており、11月14日、長野県が独自に設定している6段階の感染警戒レベルが、これまでのレベル3からレベル4に引き上げられ「**新型コロナウイルス特別警報**」が発令されました。また、県下全域には「新型コロナウイルス注意報」が発令されています。

レベル4は「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要」な状態です。町民の皆様には、人との距離の確保や人混みでのマスクの着用、手指消毒といった基本的な対策や3つの密の回避など、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように感染防止の行動を引き続き徹底してください。また、飲食の機会を通じた感染がたいへん増加しており、県知事から、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、新型インフルエンザ特別措置法に基づく要請が出されていますのでご注意ください。

1. 「新しい生活様式」（信州版「新たな日常のすゝめ」）に沿った行動を徹底してください
  - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
  - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
2. 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
3. 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
  - ・家庭内での感染にも留意してください
4. 事業所での対策の徹底をお願いします
  - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にご注意ください
  - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

※ 感染された方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族などに対する不当な差別や偏見、いじめ等が行われないよう冷静な行動をお願いいたします。

### \*長野県の対策強化\*

長野圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、長野圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

- ①クラスター対策のさらなる徹底を行います
- ②感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えるよう要請します※別表のとおり
- ③保健所設置市である長野市と連携して感染症対策を強化します

・長野県ホームページ

[新型コロナウイルス特別警報の発令について](#)

[新型コロナ対策推進宣言の店について](#)

[人権問題相談窓口](#)

[外国語の相談対応](#)

# 新型コロナウイルス

## 感染防止対策徹底のお願い

現在、当町を含む長野圏域において、新型コロナウイルスの感染者が増加しており、11月14日、長野県から「新型コロナウイルス特別警報」が発令されました。

町民の皆様、来訪者の皆様には、お一人お一人が「うつらない」、「うつさない」、「広げない」ことを意識し、人との距離の確保やマスクの着用、手指の消毒など基本的な感染対策と3密を避けるなどの行動を徹底していただきますようお願いいたします。

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部